

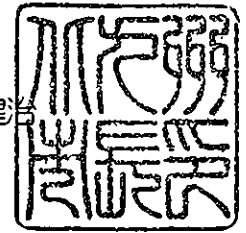


環境大臣

細野 豪志 様

北九州市長

北橋 健治



## 災害廃棄物の受入れについて（回答）

平素から本市環境行政に格別のご高配、ご支援を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、環廃対発第120316001号（平成24年3月16日付）で要請のありました「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」は、次のとおり回答いたします。

## 記

## 1 災害廃棄物受入について

細野環境大臣から平成24年3月25日に「宮城県石巻エリアの災害廃棄物処理」の依頼を受け、本市では受入団体である東京都の視察を3月末に行うとともに、4月初旬には宮城県及び石巻市に職員を派遣し、実態の把握に努めている。これらの状況を踏まえ、今後、スピード感を持って、受入方法や健康への影響などについて、専門家を交えて、精緻な議論を進めることとしている。

受入の可否の判断については、これらの検討結果を市民や議会に示したうえで最終的に判断したい。

## 2 想定される受入対象物・受入処理能力等

受入対象物	受入処理能力
・宮城県石巻ブロック（石巻市、東松島市、女川町）から発生した可燃物（基本的には木くず） ・放射能濃度が100Bq/kg程度を下回ること	年間 39,500トン

※ 受入する廃棄物の種類及び数量については、現時点での計画である。今後、検討を行う中で変更する場合もある。

## 3 国への要望事項

- (1) 国において責任を持って、「健康被害に関する不安感の払拭」や「風評被害の防止」について、国民に安心感を持ってもらえる施策を実施願いたい。
- (2) 災害廃棄物処理に関する技術的助言、支援先との調整への関与及び市民説明会等への参加を願いたい。
- (3) 市民の安全・安心を確保するため、基準より厳しい管理を行うこととなることから、その経費については人件費を含め国において全て負担願いたい。